

【幼稚園・こども園・保育所（園）】

●町立の幼稚園（必ず9ページをご確認ください）※入園募集は行いません

幼稚園名	所在地	定員	対象年齢	開園時間
三河内幼稚園	字三河内 1947-1 ☎42-2297	105人	4歳児～5歳児	9:00～14:00 (預かり保育を含む場合 9:00～18:00)

●町立のこども園（必ず9ページをご確認ください）

こども園名	所在地	定員	対象年齢	開園時間 (時間外・延長含む)
かえでこども園	字岩滝 717 ☎46-2026	180人	10ヵ月児～5歳児	7:30～19:00
かやこども園 (仮称)	字加悦 798 ☎43-1432	150人	10ヵ月児～5歳児	7:30～19:00
のだがわこども園 (仮称)	字幾地 1329 ☎42-3609	150人	10ヵ月児～5歳児	7:30～19:00
長期休業（1号認定児のみ）（※休業期間は曜日等により前後する場合があります。）				
夏期休業	7月21日～8月31日まで			
冬期休業	12月25日～1月7日まで			
学年末・学年始業休業	3月25日～4月6日まで			

※土曜日の開園時間はいずれも正午までです。

●町立の保育所（園）（必ず9ページをご確認ください）

保育所(園)名	所在地	定員	対象年齢	開所時間 (早朝・延長含む)
桑飼保育園	字明石 2115 ☎42-2710	90人	10ヵ月児～5歳児	8:00～18:00
山田保育所	字下山田 376 ☎42-3610	90人	10ヵ月児～5歳児	8:00～18:00
石川保育所	字石川 556 ☎42-3611	90人	10ヵ月児～5歳児	7:30～18:30

※土曜日の開所時間はいずれも正午までです。

【1日のスケジュール例】



■幼稚園

時間	3・4・5歳児
9:00	登園・健康観察等 主体的な遊び
9:30	体操・マラソン・集団遊び 教育活動
11:30	給食準備・給食
13:00	休息 主体的な遊び
13:40	終わりの会 絵本の読み聞かせ
14:00	降園 預かり保育・おやつ
18:00	預かり保育利用児降園

■給食について

●幼稚園

- 長期休業期間以外は完全給食です。
長期休業期間中に預かり保育で昼食が必要となる場合はお弁当をご持参ください。

●こども園

- 完全給食を実施します。
- 2号認定の児童は、主食分の負担をお願いします。
- 1号認定と3号認定の児童は、主食分は保育料に含んでいます。

●保育所（園）

- 3歳未満児については完全給食です。
- 3歳児以上については、主食（ごはん）をご持参ください。

■こども園 ※早朝保育については7:30～登園。

時間	3歳未満児 (保育短時間) (保育標準時間)	時間	3・4・5歳児 (保育短時間) (保育標準時間)	時間	3・4・5歳児 (教育標準時間)
8:00	登園・健康観察等 保育	8:00	登園・健康観察等 友だちと遊ぶ	9:00	登園・健康観察等
9:30	おやつ・保育	11:30～	1号認定と2号認定が同じクラスで一緒に生活・活動 ※共通の教育活動 給食準備・給食・休息 ※一日の振り返り		
11:00	給食準備・給食				
12:30	お昼寝	13:00	お昼寝もしくは保育	13:00	主体的な遊び
14:30	おやつ・保育	14:30	おやつ	14:00	降園
16:00	短時間利用児降園	16:00	短時間利用児降園	預かり保育・おやつ	
16:00～	標準時間利用児降園	16:00～	標準時間利用児降園	18:00	預かり保育利用児降園

■保育所（園） ※早朝保育をしている保育所（園）については7:30～登園。

時間	3歳未満児	時間	3歳児	時間	4・5歳児
8:00	登園・健康観察等 保育	8:00	登園・健康観察等 友だちと遊ぶ	8:00	登園・健康観察等 友だちと遊ぶ
9:30	おやつ・保育	9:30	計画に基づく保育	9:30	計画に基づく保育
11:00	給食準備・給食	11:00～	給食準備・給食	11:00～	給食準備・給食
12:30	お昼寝	13:00	お昼寝	13:00	休息・保育
14:30	おやつ・保育	14:30	おやつ・一日の振り返り	14:30	おやつ・一日の振り返り
16:00	短時間利用児降園	16:00	短時間利用児降園	16:00	短時間利用児降園
16:00～	標準時間利用児降園	16:00～	標準時間利用児降園	16:00～	標準時間利用児降園

●手続きの流れ

I 「支給認定申請書」に必要項目の記入、押印してください。

入園・入所申請前又は申請と同時に「施設型給付費・地域型給付費等 支給認定申請書」の提出をお願いします。

詳しくは、「子ども・子育て支援制度『支給認定申請』のお知らせ」をご覧ください。

II Iで作成した書類と、希望する施設（こども園・保育所（園））の入園入所申込書を一緒に与謝野町子育て応援課、幼稚園、こども園、保育所（園）に提出してください。

※ 平成30年1月2日以降に与謝野町に転入された方は、保育料の算定に必要ですので、税額を確認できる書類の写しを申請書に添付してください。

III IIの申請に基づき、支給認定証等を入園・入所承諾書と一緒に交付します。

【入園・入所対象年齢等】

●1号認定（かえでこども園・かやこども園（仮称）・のだがわこども園（仮称））

入園できるのは、与謝野町に在住する次の年齢の幼児です。

3歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ

4歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

5歳児 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

☆通園区域は与謝野町全域です。

●2号認定・3号認定

入所（園）できるのは、与謝野町に在住し、下記入所年齢に該当（3歳以上が2号認定、3歳未満が3号認定）、かつ、同居親族全て（入所日現在で満66歳以上の方は除く）が「保育が必要な基準」のいずれかに該当する家庭の乳児及び幼児。

入所（園）年齢 満10ヶ月以上の乳児及び幼児（10ヶ月に達した翌月以降）

●その他

・重要事項説明について

子ども・子育て新支援制度の実施に伴い、幼稚園・こども園・保育所（園）の重要事項について入園入所説明会においてご説明させていただき、個人情報の使用等について同意をいただくこととなっています。

・制服等について

3・4・5歳児は制服等が必要となります。

【保育が必要な基準】

(1) 家庭外労働

乳児及び幼児の親が家庭の外で仕事をするにより、その乳児及び幼児の保育ができない場合。(1ヶ月の労働時間が、48時間以上であること。)

家庭内労働

乳児及び幼児の親が家庭で乳児及び幼児と離れて日常の家事以外の仕事をするにより、その乳児及び幼児の保育ができない場合。(1ヶ月の労働時間が、48時間以上であること。)

(2) 母親の出産・育児休業等

親が出産前後、病気、負傷、心身に障害があるので、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

育児休業取得時に、既に保育を利用している乳児及び幼児がいて継続利用が必要である場合。

育児休業を取得した乳児の保育のため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

(3) 病気や障害を有している等

親が病気、負傷、心身に障害があるので、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

(4) 病人の看護等

その乳児及び幼児の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

(5) 家庭の災害

火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その修復の間乳児及び幼児の保育ができない場合。

(6) 求職活動等

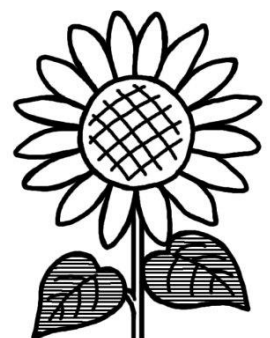
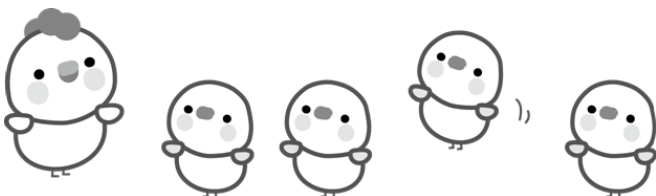
求職活動、起業の準備のため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

(求職活動の場合、入園入所期間は3ヶ月間以内です。)

(7) その他

・親が、就学(職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む)により、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

・死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合等。



【保育料について】

開園・開所時間と保育料の設定

		時 間			
		9:00	14:00	16:00	18:00
1号認定 開園時間		教育標準時間		一時預かり保育	
		1号認定 保育料		一時預かり保育料	
		時 間			
		7:30	8:00	16:00	18:00
2・3号 認定 開所(園) 時間	早朝 保育	保育標準時間			
	無料 ※2	2号・3号認定 保育標準時間 保育料			
	早朝 保育	保育短時間		延長保育	
	無料 ※2	2号・3号認定 保育短時間 保育料		延長保育料	

※1: 幼児教育の無償化が、2019年10月実施に向けて検討されています。

そのため、保育料等は無償化実施以降に変更が見込まれますがご了承ください。

※2: 無償化に伴い、こども園の時間外保育（7:30～8:00）利用者には別途時間外保育料を徴収する見込みです。

● 1号認定

階層区分		保育料（給食費含む）	第3子以降減免の場合
第1階層	生活保護世帯	0円	無料
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,500円	
第3-1階層	市町村民税 均等割のみ課税世帯	5,000円	
第3-2階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	7,000円	
第4階層	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	10,000円	
第5階層	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	10,500円	1/3 減免

● 一時預かり保育について

階層区分		一時預かり保育料	
		午後2時～午後4時 （1回当たり）	午後4時～午後6時 （1回当たり）
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	100円	300円
第3-1階層	市町村民税 均等割のみ課税世帯	400円	300円
第3-2階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	1,000円	300円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	1,000円	300円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	1,200円	300円

預かり保育は階層区分・利用される時間により、1回当たりの利用料が異なります。ただし、月に3日までは、無料となります。

また、学年始休業期間・夏季休業期間・冬季休業期間・学年末休業期間に一時預かり事業を実施する場合における午前9時から午後2時までの一時預かり保育料については、利用1回につき500円とします。



●2号・3号認定

階層区分		利用者負担額(月額)				第3 子以 降減 免の 場合
		3歳以上児		3歳未満児		
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	無料
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	4,000円	9,000円	7,000円	
第3-1階層	市町村民税 均等割のみ課税世帯	13,000円	11,000円	16,000円	14,000円	
第3-2階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,000円	14,000円	19,000円	17,000円	
第4-1階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	19,000円	17,000円	23,000円	21,000円	
第4-2階層	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	22,000円	20,000円	25,000円	23,000円	
第4-3階層	市町村民税所得割課税額 61,900円以上79,500円未満	25,000円	23,000円	28,000円	26,000円	
第4-4階層	市町村民税所得割課税額 79,500円以上97,000円未満	27,000円	25,000円	30,000円	28,000円	
第5-1階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上103,100円未満	28,000円	26,000円	36,000円	34,000円	
第5-2階層	市町村民税所得割課税額 103,100円以上169,000円未満	29,000円	27,000円	42,000円	40,000円	
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	30,000円	28,000円	50,000円	48,000円	1/3 減免
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	31,000円	29,000円	60,000円	58,000円	
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	32,000円	30,000円	72,000円	70,000円	

●延長保育について

短時間認定のお子さんが、延長保育を利用された場合は、1日当たり300円の利用料が必要です。ただし、月に3日までは、無料となります。





【保育料の減免について】

町では、多子世帯、ひとり親世帯、障害者のいる世帯の保育料の負担軽減を図るため、減免・免除制度を設けています。減免又は免除を希望される方は、所定の申請用紙に必要な書類を添付のうえ、幼稚園、こども園、保育所（園）又は子育て応援課へ申請を行ってください。（申請書は、幼稚園、こども園、保育所（園）、子育て応援課にあります）

●多子世帯（児童が複数人いる場合）

◎1号・2号・3号認定

1号は市町村民税所得割合算額が77,101円未満（第3-2階層まで）、2号・3号は市町村民税所得割合算額が57,700円未満（第4-2階層の一部まで）である場合、年齢の高い順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、1号・2号・3号の市町村民税非課税世帯（第2階層）である場合は、第2子は無料となります。

19歳の年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 同居する子 両親を亡くし祖父母に育てられている大学生 		年齢・住所に関わらず、保護者と生計が同一の子や孫等。（保護者が監護していた子が19歳の年度以上になった場合も含む）
18歳の年度まで	<ul style="list-style-type: none"> 寮で暮らす高校生 両親を亡くした姪 小学校3年生 		年齢・住所に関わらず、保護者が監護し、生計が同一の「子ども」
5歳～0歳	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2子扱い</div> 保育料半額 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3子扱い</div> 保育料無料	 	※第2階層は第2子無料

上記以外の1号で同一世帯から小学校3年生までの範囲に児童が複数人いる場合の保育料は、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

上記以外の2号・3号で同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、こども園、保育所（園）に入所（利用）している場合の保育料は、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※第3子以降の児童がいる場合、「第3子以降の児童が在園（所）している場合」についてもご確認ください。

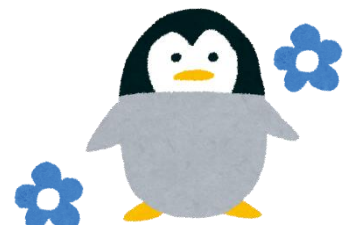
必要な書類	同一世帯の場合	申請書の提出は不要
	監護し、生計が同一の子が別住所の場合	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 添付書類 監護していることが確認できる書類
	私立幼稚園等に通園している場合	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 添付書類（他の施設に通園していることがわかるもの） 例 在園証明書

●ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯

◎1号・2号・3号認定

次に該当する世帯は申請により保育料が減免・免除となります。

1. 母子（父子）世帯



2. 下記に該当する在宅障害者（児）のいる世帯

- * 身体障害者手帳の交付を受けた方
- * 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- * 療育手帳の交付を受けた方
- * 特別児童扶養手当の支給対象児童

- ・ 保育料の階層が第2階層（非課税世帯）と認定された世帯は無料。
- ・ 保育料の階層が第3-1階層又は第3-2階層と認定された世帯は1,000円減額に加え、第1子は半額、第2子以降は無料。
- ・ 2号・3号の市町村民税所得割合算額が77,101円未満（第4-1階層から第4-3階層の一部まで）の場合、第1子は半額、第2子以降は無料。

必要な書類	母子、父子世帯	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 添付書類（母子、父子世帯であることが確認できる書類） 例・母子家庭等医療費受給者証の写し ・児童扶養手当証書の写し
	在宅障害者（児）のいる世帯	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 添付書類（障害のあることが確認できる書類） 例・各種手帳の写し ・特別児童扶養手当受給者証の写し

●第3子以降の児童が在園（所）している場合

◎1号認定

3人以上の児童（18歳未満）を養育し、そのうち3人目以降に出生した児童が1号認定の場合、申請によりその児童の保育料が免除（第5階層に認定された場合は1/3の額が減免）となります。

必要な書類	同一世帯から小学校3年生までの範囲に子どもが3人以上いる場合	申請書の提出は不要
	上記以外の場合	◆第3子以降利用者負担額（保育料）減免申請書

◎2号・3号認定

3人以上の児童（18歳未満）を養育し、そのうち3人目以降に出生した児童が2号・3号認定の場合、申請によりその児童の保育料が免除（第6階層から第8階層に認定された場合は1/3の額が減免）となります。

必要な書類	すべての児童が与謝野町立の幼稚園・こども園・保育所（園）に通園している場合	申請書の提出は不要
	上記以外の場合	◆第3子以降利用者負担額（保育料）減免申請書

●児童・園児が病気により長期にわたり欠席した場合

◎1号・2号・3号認定

児童・園児が病気により保育料の基準となる月の欠席日数が11日以上の場合1/3の額、欠席日数が18日以上の場合2/3の額が減免となります。

必要な書類	◆利用者負担額（保育料）減免申請書 添付書類（病気のため長期にわたって欠席していることがわかるもの） 例 医療機関等の発行する医療費明細書等
-------	--

【認定こども園に係る町の方針について】

【認定こども園の特徴について】

- ・保護者の就労（仕事）に関係なく、同じ施設に子どもを預けることができます。
- ・幼稚園教諭免許と保育士資格を併せ持つ保育教諭が、園内外の研修を積み、就学前の教育・保育の充実化を図ります。

【認定こども園の整備について】

与謝野町では、認定こども園の整備について、次のとおり計画しております。

- ・岩滝地域、野田川地域、加悦地域にそれぞれ1箇所ずつ幼保連携型認定こども園を整備

岩滝地域については、既に平成28年4月1日から岩滝保育所を活用して認定こども園の運営を行い、平成29年7月31日に新園舎で新たにスタートしています。

また、加悦地域は平成33年度、野田川地域は平成34年度の開園を目処として、町公共用地を基本に、認定こども園新園舎の整備を図りたいと考えています。

【認定こども園への移行について】

上記の計画では、加悦・野田川地域は、認定こども園の整備までに3～4年の期間がかかることから、既に認定こども園に移行した岩滝地域との就学前の教育・保育環境の均衡を図るため、平成31年度（31年4月1日）から、加悦・野田川地域ともに、既存の所・園との統廃合により認定こども園への移行を行い、町全域の均衡を図りたいと考えています。

【加悦地域の認定こども園への移行、並びに施設整備の計画】

- ①平成30年度末（31年3月31日）に、加悦保育園と与謝保育園を閉園し、平成31年度（31年4月1日）から、加悦保育園園舎を活用して、かやこども園（仮称）への移行を図りたいと考えています。
- ②平成32年度末（33年3月31日）に、桑飼保育園とかやこども園（仮称）を統合し、平成33年度（33年4月1日）から、加悦地域全体の新たな認定こども園の整備・開園を図りたいと考えています。

【野田川地域の認定こども園への移行、並びに施設整備の計画】

- ①平成30年度末（31年3月31日）に、市場保育所を閉園し、平成31年度（31年4月1日）から、市場保育所園舎を活用して、のだがわこども園（仮称）への移行を図りたいと考えています。
- ②平成31年度末（32年3月31日）に、三河内幼稚園を閉園したいと考えています。
- ③平成33年度末（34年3月31日）に、山田保育所と石川保育所、のだがわこども園（仮称）を統合し、平成34年度（34年4月1日）から、野田川地域全体の新たな認定こども園の整備・開園を図りたいと考えています。

なお、詳細については、町HPに掲載の『与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画』をご覧ください。